

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

「老人保護措置費に係る技術的助言について①」
の送付について

計 14 枚（本送信票除く）

vol. 87

平成18年3月31日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。〕

老人保護措置費に係る技術的助言について

標記については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」（平成18年1月24日老発第0124003号）によりお示ししているところであるが、平成18年4月からの改正基準省令の施行に伴い、所要の改正を行う予定である。

現在、改正作業を進めているところであるが、改正案について情報提供するので参考とされたい。

厚生労働省老健局計画課

予算・福祉係 係長 加藤（英）

渡辺

TEL 03-5253-1111（内線）3925

改正後	改正前
<p data-bbox="936 312 1137 371">平成18年1月24日 老発第0124001号</p> <p data-bbox="185 403 459 491">各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p data-bbox="898 539 1137 568">厚生労働省老健局長</p> <p data-bbox="248 644 1077 673">老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について</p> <p data-bbox="185 735 1137 943">老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に係る国庫負担金（以下「養護老人ホーム等保護費負担金」という。）については、平成16年度における三位一体改革により廃止し、一般財源化されたところであるが、引き続き地方自治体における法第11条の規定による措置が適切かつ円滑に行われるよう支援していくため、今般、下記のとおり指針を示すこととしたので、ご了知の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。</p> <p data-bbox="185 948 1137 1007">なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言とする。</p> <p data-bbox="185 1011 1137 1070">また、本通知の施行に伴い、「老人保護措置費の国庫負担の取扱いについて」（平成16年7月13日老発第0713002号）は、平成16年度限りで廃止する。</p> <p data-bbox="645 1134 680 1163">記</p> <p data-bbox="300 1193 1025 1222">老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針</p> <p data-bbox="185 1252 1137 1377">法第11条の規定による措置に要する費用の算定にあたっては、別紙1「老人保護措置費支弁基準」により算定した額の合計額から、別紙2「費用徴収基準」により算定した徴収すべき額及びその他の収入額を控除した額を基本とするものであること。</p>	<p data-bbox="1917 312 2119 371">平成18年1月24日 老発第0124001号</p> <p data-bbox="1162 403 1435 491">各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p data-bbox="1877 539 2116 568">厚生労働省老健局長</p> <p data-bbox="1223 644 2051 673">老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について</p> <p data-bbox="1162 735 2119 943">老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に係る国庫負担金（以下「養護老人ホーム等保護費負担金」という。）については、平成16年度における三位一体改革により廃止し、一般財源化されたところであるが、引き続き地方自治体における法第11条の規定による措置が適切かつ円滑に行われるよう支援していくため、今般、下記のとおり指針を示すこととしたので、ご了知の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。</p> <p data-bbox="1162 948 2119 1007">なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言とする。</p> <p data-bbox="1162 1011 2119 1070">また、本通知の施行に伴い、「老人保護措置費の国庫負担の取扱いについて」（平成16年7月13日老発第0713002号）は、平成16年度限りで廃止する。</p> <p data-bbox="1621 1134 1657 1163">記</p> <p data-bbox="1276 1193 2002 1222">老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針</p> <p data-bbox="1162 1252 2119 1377">法第11条の規定による措置に要する費用の算定にあたっては、別紙1「老人保護措置費支弁基準」により算定した額の合計額から、別紙2「費用徴収基準」により算定した徴収すべき額及びその他の収入額を控除した額を基本とするものであること。 また、別紙1の別表1に示す養護老人ホーム一般事務費基準額の算定にあた</p>

別紙1

老人保護措置費支弁基準

1 事務費

(1) 施設 (月額)

次の一般事務費及び特別事務費の合算額

ア 一般事務費

別表1から3に示す一般事務費基準額等

イ 特別事務費

次の(ア)、(エ)、(オ)及び(コ)に示す額の合計額を当該施設の入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額(円未満切捨て)に、(イ)、(ウ)、(キ)、(ク)、(シ)、(ス)及び(セ)に示す額並びに(ケ)により算定した額を合算した額(以下「特別事務費月額」という。)。ただし、2月分の算定については(サ)により、3月分の算定については(カ)により、算定した額を上記の「特別事務費月額」に、合算すること。

(ア) 寒冷地加算

国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)及び寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)の規定により、寒冷地手当を支給される地域に所在する施設について、当該施設の入所定員に支給地域の区分ごとの次の額を乗じて得た額。

(イ) 障害者等加算

毎年4月1日現在において、「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」(平成18年1月24日老発第0124003号)(以下「加算通知」という。)別記の1に提示するところにより、養護老人ホームの障害者等加算の対象施設と認定された施設に入所している障害者等加算の対象となる入所者について掲げる額。

(ウ) 夜勤体制加算

加算通知別記の2に提示するところにより夜勤体制加算の対象施設として認定された施設について掲げる額。

(エ) 事務用冬期採暖費(北海道に所在する施設のみ)

っては、別紙3「老人福祉施設定員規模別配置基準表」に示す職員数が配置されていることを基本とすること。

別紙1

老人保護措置費支弁基準

1 事務費

(1) 施設 (月額)

次の一般事務費及び特別事務費の合算額

ア 一般事務費

別表1から3に示す一般事務費基準額等

イ 特別事務費

次の(ア)、(ウ)、(エ)及び(ケ)に示す額の合計額を当該施設の入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額(円未満切捨て)に、(イ)、(カ)、(キ)及び(サ)に示す額並びに(ク)により算定した額を合算した額(以下「特別事務費月額」という。)。ただし、2月分の算定については(コ)により、3月分の算定については(オ)により、算定した額を上記の「特別事務費月額」に、合算すること。

(ア) 寒冷地加算

国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)及び寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)の規定により、寒冷地手当を支給される地域に所在する施設について、当該施設の入所定員に支給地域の区分ごとの次の額を乗じて得た額。

(イ) 病弱者等介護加算

a 病弱者等介護加算

毎年4月1日現在において、「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」(平成18年1月24日老発第0124003号)(以下「加算通知」という。)別記の1に提示するところにより、養護老人ホームの病弱者等介護加算の対象施設と認定された施設に入所している病弱者等介護加算の対象となる入所者について掲げる額。

b 夜勤介護職員加算

上記の対象施設のうち加算通知別記の1に提示するところにより夜勤介護職員加算の対象施設として認定された施設について掲げる額(盲養護老人ホームを除く。)

(ウ) 事務用冬期採暖費(北海道に所在する施設のみ)

入所定員×2,210円

(オ) ボイラー技士雇上費

「ボイラー及び圧力容器安全規則」(昭和47年労働省令第33号)第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、ボイラー技士の免許を有する者を雇上げる施設について次に掲げる額。

1施設当たり年額 2,418,000円

(カ) 入所者処遇特別加算

高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、加算通知別記の2に提示するところにより、入所者処遇特別加算を必要とするものと認定された施設について掲げる額。

(キ) 単身赴任手当加算

職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」(平成2年6月18日社施第87号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長)に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設について掲げる額。

(ク) 施設機能強化推進費

施設機能の充実強化を推進している施設であって、加算通知別記の3に提示するところにより施設機能強化推進費を必要とするものと認定された施設について掲げる額。

(ケ) 民間施設給与等改善費

地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、加算通知別記の4に提示するところにより民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合について、アによる「一般事務費」及びイにより算定された「特別事務費月額」(ただし、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)を除く。)の合算額に、別記の4の提示するところにより決定された加算率を乗じて得た額(円未満切捨て)。

(コ) 降灰除去費

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について次に掲げる額。

1施設当たり年額 139,970円

(サ) 除雪費

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する民間社会福祉施設(地方公共団体の経営する施設以外の施設)の場合で毎年2月1日現在における被措置者について次に掲げる額。

被措置者1人当たり 5,690円

入所定員×2,210円

(エ) ボイラー技士雇上費

「ボイラー及び圧力容器安全規則」(昭和47年労働省令第33号)第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、ボイラー技士の免許を有する者を雇上げる施設について次に掲げる額。

1施設当たり年額 2,418,000円

(オ) 入所者処遇特別加算

高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、加算通知別記の2に提示するところにより、入所者処遇特別加算を必要とするものと認定された施設について掲げる額。

(カ) 単身赴任手当加算

職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」(平成2年6月18日社施第87号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長)に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設について掲げる額。

(キ) 施設機能強化推進費

施設機能の充実強化を推進している施設であって、加算通知別記の3に提示するところにより施設機能強化推進費を必要とするものと認定された施設について掲げる額。

(ク) 民間施設給与等改善費

地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、加算通知別記の4に提示するところにより民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合について、アによる「一般事務費」及びイにより算定された「特別事務費月額」(ただし、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)を除く。)の合算額に、別記の4の提示するところにより決定された加算率を乗じて得た額(円未満切捨て)。

(コ) 降灰除去費

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について次に掲げる額。

1施設当たり年額 139,970円

(サ) 除雪費

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する民間社会福祉施設(地方公共団体の経営する施設以外の施設)の場合で毎年2月1日現在における被措置者について次に掲げる額。

被措置者1人当たり 5,690円

(シ) 介護保険料加算

養護老人ホーム被措置者のうち、別紙2の別表1の費用徴収基準に定める対象収入による階層区分の1階層の適用を受ける者のうち介護保険法における第1号被保険者に該当する者に対し、当該者が支払うべき介護保険料月額として必要とされる額。

(ス) 老人短期入所加算

加算通知別記の7に提示するところにより老人短期入所による措置が行われた施設について掲げる額。

(セ) 介護サービス利用者負担加算

養護老人ホーム被措置者による介護保険サービスの利用があった場合に、当該者が支払うべき当該サービスの利用に係る利用者負担額のうち、加算通知別記の8により決定された額。

(2) 養護受託者

養護の委託を引き受けた者1人について月額32,000円

2 生活費

(1) 一般生活費

(2) 期末加算

毎年12月1日現在における被措置者につき加算

(3) 病弱者加算

養護老人ホームに入所している被措置者のうち病弱のため当該施設の医師の指示に基づき栄養補給等のために特別の食事の給食を1月以上必要とする者であって、実施機関において必要と認定したものにつき加算

1人当たり 13,160円

(4) 被服費加算

毎年4月1日現在における被措置者につき加算

1人当たり 1,000円

(5) 加算の特例

70歳以上の者及び国民年金法別表に定める1級又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する者のうち、福祉年金の受給権を有しない者（公的年金の受給その他の法令に定める福祉年金の支給停止事由に該当する者を除く。）については、養護老人ホーム及び養護委託の場合は1人当たり22,500円の範囲内において加算することができる。

3 移送費

次に掲げる移送に必要な最少限度の額

- (1) 措置の開始、変更又は廃止に伴って施設へ入所する場合又は施設から退所する場合。

(サ) 介護保険料加算

養護老人ホーム被措置者のうち、別紙2の別表1の費用徴収基準に定める対象収入による階層区分の1階層の適用を受ける者のうち介護保険法における第1号被保険者に該当する者に対し、当該者が支払うべき介護保険料月額として必要とされる額。

(2) 養護受託者

養護の委託を引き受けた者1人について月額32,000円

2 生活費

(1) 一般生活費

(2) 期末加算

毎年12月1日現在における被措置者につき加算

(3) 病弱者加算

養護老人ホームに入所している被措置者のうち病弱のため当該施設の医師の指示に基づき栄養補給等のために特別の食事の給食を1月以上必要とする者であって、実施機関において必要と認定したものにつき加算

1人当たり 13,160円

(4) 被服費加算

毎年4月1日現在における被措置者につき加算

1人当たり 1,000円

(5) 加算の特例

70歳以上の者及び国民年金法別表に定める1級又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する者のうち、福祉年金の受給権を有しない者（公的年金の受給その他の法令に定める福祉年金の支給停止事由に該当する者を除く。）については、養護老人ホーム及び養護委託の場合は1人当たり22,500円の範囲内において加算することができる。

3 移送費

次に掲げる移送に必要な最少限度の額

- (1) 措置の開始、変更又は廃止に伴って施設へ入所する場合又は施設から退所する場合。

- (2) 被措置者が施設から医療機関へ入院及び退院する場合（生活保護法による医療扶助により受給する場合は除く。）。
- (3) 措置の開始、変更又は廃止に伴って養護受託者の家庭に転入する場合又は養護受託者の家庭から転出する場合。

4 葬祭費

- (1) 基準額 1件当たり 194,000円
- (2) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が600円を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。
- (3) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が9,060円を超えるときは、16,400円から9,060円を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。
- (4) 死亡診断又は、死体検案に要する費用(文章作成の手数料を含む。)が2,000円を超える場合は、当該超える額を基準額に加算する。
- (5) 火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別の費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を基準額に加算する。
- (6) 遺留金品を充当した場合は、当該充当額を(1)から(5)までにより得た額から控除する。

5 法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置 法第11条第1項第2号の措置に要する費用から、法第21条の2の規定に基づき市町村が支弁することを要しないとされた額を控除した額。

なお、当該「措置に要する費用」には、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月20日厚生省告示第21号)を準用して算定した額のほか、当該介護保険施設等における居住費及び食費が含まれるものであること。

6 各月の支弁基準額の認定方法等

- (1) 養護老人ホームが所在する市町村の長は、毎年当初(年度途中で事業を開始した施設については、その事業の開始時)措置を行った個々の施設及び養護委託をした養護委託者につき、それぞれ基準に基づき算定した事務費、生活費、移送費及び葬祭費の額を措置者1人当たり支弁月額等として決定するとともに、これを当該施設、当該養護受託者及び当該措置者を措置した市町村の長にそれぞれ通知すること。
- (2) 被措置者の措置に要する費用の支弁は、各月初日の被措置者ごとに算定した事務費及び生活費の支弁月額の合算額をもって毎月当初これを行うこと。
- ただし、生活費については、月の途中で措置を開始し又は廃止した場

- (2) 被措置者が施設から医療機関へ入院及び退院する場合（生活保護法による医療扶助により受給する場合は除く。）。
- (3) 措置の開始、変更又は廃止に伴って養護受託者の家庭に転入する場合又は養護受託者の家庭から転出する場合。

4 葬祭費

- (1) 基準額 1件当たり 194,000円
- (2) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が600円を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。
- (3) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が9,060円を超えるときは、16,400円から9,060円を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。
- (4) 死亡診断又は、死体検案に要する費用(文章作成の手数料を含む。)が2,000円を超える場合は、当該超える額を基準額に加算する。
- (5) 火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別の費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を基準額に加算する。
- (6) 遺留金品を充当した場合は、当該充当額を(1)から(5)までにより得た額から控除する。

5 法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月20日厚生省告示第21号)を準用して算定した措置に要する費用から、法律第21条の2の規定に基づき市町村が支弁することを要しないとされた額を控除した額。

6 各月の支弁基準額の認定方法等

- (1) 市町村長は、毎年当初(年度途中で事業を開始した施設については、その事業の開始時)措置を行った個々の施設及び養護委託をした養護委託者につき、それぞれ基準に基づき算定した事務費、生活費、移送費及び葬祭費の額を措置者1人当たり支弁月額等として決定するとともに、これを当該施設、当該養護受託者及び当該措置者を措置した市町村の長にそれぞれ通知すること。
- (2) 被措置者の措置に要する費用の支弁は、各月初日の被措置者ごとに算定した事務費及び生活費の支弁月額の合算額をもって毎月当初これを行うこと。
- ただし、生活費については、月の途中で措置を開始し又は廃止した場

合、当該月の支弁額は次により算定した額とする。

- (3) 新たに事業を開始した施設については(2)にかかわらず、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までその支弁額は、次により算定した額とする。
- (4) 施設にかかる事務費支弁月額は、当該施設の入所定員（地方公共団体が設置する場合にあっては条例等で定めた人員をいい、社会福祉法人が設置する施設にあっては、法第15条第4項の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の認可を受けた人員をいう。）によること。

7 留意事項

(1) 事務費について

別紙1の別表1に示す養護老人ホーム一般事務費基準額は、別紙3に示す職員数が配置されていることを基本とし、定員規模別・級地別に所要の person 費及び管理費について、人事院勧告等を踏まえて算定したものである。養護老人ホームが所在する市町村の長は、これを参考に、地域の実情に応じ、適正な水準とすること。

(2) 民間施設給与等改善費について

ア 民間施設給与等改善費の加算率は、人件費及び管理費に区分されるが、人件費加算分については職員の person 費に、管理費加算分については施設運営に必要な諸経費にそれぞれ充当するものであること。

イ 職員1人当たり平均勤続年数の算定は加算通知別記の4により行うものであること。

ウ また、管理費特別加算については、本制度の主旨を踏まえ、施設の実態の把握に努め、効果的な活用を図りたい。

(3) 養護老人ホーム事務費の person 費、管理費の区分について

養護老人ホーム事務費のうち、一般事務費は「person 費」及び「管理費」に区分され、その内訳は別紙4のとおりである。

この運用に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）により適正を期するよう指導すること。

なお、「person 費」とは、職員の本俸、諸手当等職員に支給される諸経費及び社会保険料事業主負担金等をいい、「管理費」とは職員の旅費、職員研修費、庁費、保健衛生費、特別管理費等施設の運営管理に必要な person 費以外の諸経費をいうものである。

(4) 都道府県による助言

合、当該月の支弁額は次により算定した額とする。

- (3) 新たに事業を開始した施設については(2)にかかわらず、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までその支弁額は、次により算定した額とする。
- (4) 施設にかかる事務費支弁月額は、当該施設の入所定員（地方公共団体が設置する場合にあっては条例等で定めた人員をいい、社会福祉法人が設置する施設にあっては、法第15条第4項の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の認可を受けた人員をいう。）によること。

7 留意事項

(1) 職員配置について

別紙3に示す「老人福祉施設定員規模別配置基準表」は、施設入所者の処遇確保の観点から最低限度必要な職員数としているところであり、市町村長はこれを参考として適切な職員配置に努めること。

また、職種別配置基準における直接処遇職員の弾力的配置等については、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和41年7月1日厚生省令第19号）、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月30日老発第307号）に示すところにより、円滑かつ、適正な実施が行われるよう努めること。

(2) 民間施設給与等改善費について

ア 民間施設給与等改善費の加算率は、人件費及び管理費に区分されるが、人件費加算分については職員の person 費に、管理費加算分については施設運営に必要な諸経費にそれぞれ充当するものであること。

イ 職員1人当たり平均勤続年数の算定は加算通知別記の4により行うものであること。

ウ また、管理費特別加算については、本制度の主旨を踏まえ、施設の実態の把握に努め、効果的な活用を図りたい。

(3) 養護老人ホーム事務費の person 費、管理費の区分について

養護老人ホーム事務費のうち、一般事務費は「person 費」及び「管理費」に区分され、その内訳は別紙4のとおりである。

この運用に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）により適正を期するよう指導すること。

なお、「person 費」とは、職員の本俸、諸手当等職員に支給される諸経費及び社会保険料事業主負担金等をいい、「管理費」とは職員の旅費、職員研修費、庁費、保健衛生費、特別管理費等施設の運営管理に必要な person 費以外の諸経費をいうものである。

(4) 都道府県による助言

都道府県知事は、管内の市町村長より、老人保護措置費に関し助言を求められた場合には、必要な助言を行うべきものであること。

(5) 経過措置

養護老人ホームが所在する市町村の長は、平成18年9月30日までの間は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けない養護老人ホームに係る1の事務費の算定に当たっては、改正前の本指針に基づき算定された額とすることができる。

なお、この場合には、当該経過措置を受けようとする施設より申請書を提出させ、必要と認めた場合には、経過措置適用施設として認定し、施設に速やかに通知すること。

都道府県知事は、管内の市町村長より、老人保護措置費に関し助言を求められた場合には、必要な助言を行うべきものであること。

改正

別表1 養護老人ホーム一般事務費基準額(月額) (1) 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)

Table with columns for age groups (13/100 to 301+) and monthly fees. Includes a note (注) explaining regional adjustments.

(注)

- 1 地域区分は、次によること。
(1) 13/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が13/100とされている地域とする。
(2) 11/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。
(3) 10/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、横須賀市、堺市、東大阪市(※暫定指定地域)並びに逗子市とする。
(4) 8/100は、岸和田市(※暫定指定地域6%+2%)及び志摩町とする。
(5) 7/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域とする。
(6) 6/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び三浦郡葉山町、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市(※暫定指定地域)とする。
(7) 5/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域とする。
(8) 4/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び北九州市(※暫定指定地域3%+1%)、狭山市、習志野市、八千代市とする。
(9) 3/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長崎市(※暫定指定地域)、藤市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県川崎川町、長岡京市、松原市、大東市、狹津市、広島県府中町とする。
(10) 2/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が2/100とされている地域。
(11) 1/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が1/100とされている地域及び小樽市、釧路市、伊東市、下関市、久留米市、飯塚市(※平成20年3月31日まで)、伊勢原市、川西市(※平成20年3月31日まで)、藤井寺市、交野市、四条畷市(平成22年3月31日まで、平成22年4月からは人事院規則上6級地(3%)とする。

改正前

別表1 養護老人ホーム一般事務費基準額(月額) (1) 一般老人ホーム

Table with columns for age groups (50 to 301+) and monthly fees, categorized by region (特別区, 特甲地, etc.).

(注) 級地区分は、次によること。

- 1 「特別区」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49(調整手当)別表第1の支給区分が甲地とされている地域のうち東京都特別区とする。
2 「特甲地」とは、人事院規則9-49(調整手当)別表第1及び人事院規則9-49-16(人事院規則9-49(調整手当)等の一部を改正する人事院規則)附則別表(以下「附則別表」という。)の支給区分が甲地とされている地域のうち支給割合が10/100とされている地域及び逗子市とする。
3 「支給割合改定地域」とは、人事院規則9-49-16附則第6項により、地域区分が特甲地から甲地に変更となった地域及び大阪府志摩町とする。
4 「甲地」とは、人事院規則9-49(調整手当)別表第1及び附則別表の支給区分が甲地(ア)、(イ)及び(ウ)の地域区分を除く。)に属する地域とする。
5 「支給区分改定地域」とは、人事院規則9-49-16附則第5項により、地域区分が甲地から乙地に変更となった地域とする。
6 「乙地」とは、人事院規則9-49(調整手当)別表第1及び附則別表の支給区分が乙地に属する地域及び藤市、鳩ヶ谷市、新座市、上福岡市、富士見市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、神奈川県川崎川町、長岡京市、松原市、大東市、狹津市、藤井寺市、交野市、四条畷市、広島県府中町とする。
7 「指定解除地域」とは、人事院規則9-49-16附則第4項により、地域区分が乙地から丙地に変更となった地域及び伊勢原市、川西市とする。
8 「丙地」とは、特別区、特甲地、支給割合改定地域、甲地、支給区分改定地域、乙地及び指定解除地域以外に属する地域とする。

(2) ① 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（基本分））

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	144,100	142,400	141,500	139,800	138,900	138,100	137,200	136,300	135,500	134,600	133,700	132,900
21-30	96,400	95,300	94,700	93,600	93,000	92,400	91,800	91,300	90,700	90,100	89,500	89,000
31-40	88,600	87,500	87,000	85,900	85,400	84,800	84,300	83,800	83,200	82,700	82,200	81,600
41-50	82,900	81,800	81,300	80,200	79,600	79,100	78,500	78,000	77,400	76,900	76,300	75,800
51-60	70,000	69,000	68,600	67,600	67,200	66,700	66,200	65,800	65,300	64,900	64,400	63,900
61-70	67,000	66,100	65,700	64,800	64,300	63,900	63,400	62,900	62,500	62,000	61,600	61,100
71-80	63,600	62,700	62,300	61,400	61,000	60,500	60,100	59,600	59,200	58,800	58,300	57,900
81-90	56,600	55,800	55,400	54,600	54,300	53,900	53,500	53,100	52,700	52,300	51,900	51,500
91-100	54,500	53,700	53,400	52,600	52,200	51,800	51,400	51,000	50,600	50,200	49,800	49,400
101-110	56,500	55,700	55,300	54,500	54,100	53,700	53,300	52,900	52,500	52,100	51,700	51,300
111-120	53,400	52,700	52,300	51,500	51,100	50,700	50,300	50,000	49,600	49,200	48,800	48,400
121-130	53,200	52,400	52,000	51,200	50,800	50,500	50,100	49,700	49,300	48,900	48,500	48,100
131-140	49,400	48,700	48,400	47,600	47,300	46,900	46,600	46,200	45,800	45,500	45,100	44,800
141-150	48,600	47,900	47,500	46,800	46,400	46,100	45,700	45,400	45,000	44,700	44,300	44,000
151-160	49,100	48,400	48,000	47,300	47,000	46,600	46,200	45,900	45,500	45,200	44,800	44,400
161-170	46,300	45,700	45,300	44,600	44,300	44,000	43,600	43,300	43,000	42,600	42,300	41,900
171-180	43,900	43,200	42,900	42,300	41,900	41,600	41,300	41,000	40,700	40,300	40,000	39,700
181-190	44,200	43,600	43,200	42,500	42,200	41,900	41,600	41,200	40,900	40,600	40,300	39,900
191-200	42,000	41,400	41,100	40,500	40,200	39,900	39,600	39,300	38,900	38,600	38,300	38,000
201-210	45,900	45,300	44,900	44,300	44,000	43,600	43,300	43,000	42,600	42,300	42,000	41,700
211-220	46,100	45,400	45,100	44,400	44,100	43,800	43,400	43,100	42,800	42,400	42,100	41,800
221-230	44,100	43,500	43,200	42,500	42,200	41,900	41,600	41,300	41,000	40,600	40,300	40,000
231-240	44,000	43,400	43,100	42,400	42,100	41,800	41,500	41,200	40,800	40,500	40,200	39,900
241-250	44,200	43,600	43,300	42,600	42,300	42,000	41,700	41,300	41,000	40,700	40,400	40,100
251-260	42,600	41,900	41,600	41,000	40,700	40,400	40,100	39,800	39,500	39,200	38,900	38,500
261-270	41,800	41,200	40,900	40,300	40,000	39,600	39,300	39,000	38,700	38,400	38,100	37,800
271-280	42,200	41,500	41,200	40,600	40,300	40,000	39,700	39,400	39,100	38,800	38,400	38,100
281-290	42,000	41,400	41,100	40,500	40,200	39,900	39,600	39,200	38,900	38,600	38,300	38,000
291-300	40,700	40,100	39,800	39,200	38,900	38,600	38,300	38,000	37,700	37,400	37,100	36,800
301以上	40,200	39,600	39,300	38,700	38,400	38,100	37,800	37,500	37,200	36,900	36,600	36,300

(注)

- 1 地域区分は、(1) 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。
- 2 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費は、(2) ①と②を合算したものとする。

(2) ② 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（支給員分））

平成18年4月以降適用												
入所者数	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20以下	52,700	51,900	51,500	50,800	50,400	50,000	49,700	49,300	48,900	48,500	48,100	47,800
21-30	35,100	34,600	34,300	33,800	33,600	33,300	33,100	32,800	32,600	32,300	32,100	31,800
31-40	38,200	37,700	37,400	36,800	36,500	36,300	36,000	35,700	35,400	35,100	34,900	34,600
41-50	42,800	42,200	41,900	41,300	41,000	40,700	40,400	40,100	39,800	39,500	39,200	38,900
51-60	33,500	33,000	32,700	32,200	32,000	31,700	31,500	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200
61-70	35,500	35,000	34,700	34,200	33,900	33,600	33,400	33,100	32,800	32,600	32,300	32,000
71-80	37,000	36,500	36,200	35,600	35,300	35,100	34,800	34,500	34,200	33,900	33,700	33,400
81-90	32,900	32,400	32,200	31,700	31,400	31,200	30,900	30,700	30,400	30,200	29,900	29,700
91-100	34,400	33,900	33,600	33,100	32,900	32,600	32,300	32,100	31,800	31,500	31,300	31,000
101-110	35,800	35,000	34,700	34,200	33,900	33,700	33,400	33,100	32,800	32,600	32,300	32,000
111-120	32,600	32,100	31,800	31,300	31,100	30,800	30,600	30,300	30,100	29,800	29,600	29,300
121-130	33,800	33,200	33,000	32,500	32,200	31,900	31,700	31,400	31,200	30,900	30,600	30,400
131-140	34,900	34,300	34,100	33,500	33,200	33,000	32,700	32,400	32,200	31,900	31,600	31,400
141-150	32,600	32,100	31,800	31,300	31,100	30,800	30,600	30,300	30,100	29,800	29,600	29,300
151-160	33,500	33,000	32,700	32,200	32,000	31,700	31,500	31,200	30,900	30,700	30,400	30,200
161-170	34,600	33,900	33,700	33,100	32,900	32,600	32,300	32,100	31,800	31,600	31,300	31,000
171-180	32,500	32,000	31,700	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200	30,000	29,700	29,500	29,200
181-190	32,100	31,600	31,300	30,800	30,600	30,300	30,000	29,800	29,500	29,300	29,000	28,800
191-200	34,100	33,600	33,300	32,800	32,500	32,200	32,000	31,700	31,500	31,200	30,900	30,700
201-210	32,500	32,000	31,700	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200	30,000	29,700	29,500	29,200
211-220	33,200	32,700	32,500	32,000	31,700	31,500	31,200	31,000	30,700	30,400	30,200	29,900
221-230	33,900	33,400	33,100	32,600	32,300	32,100	31,800	31,500	31,300	31,000	30,800	30,500
231-240	32,500	32,000	31,700	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200	30,000	29,700	29,500	29,200
241-250	33,200	32,700	32,400	31,900	31,600	31,400	31,100	30,900	30,600	30,400	30,100	29,900
251-260	33,700	33,200	32,900	32,400	32,200	31,900	31,600	31,400	31,100	30,900	30,600	30,400
261-270	32,400	31,900	31,700	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200	30,000	29,700	29,500	29,200
271-280	33,100	32,600	32,300	31,800	31,600	31,300	31,100	30,800	30,600	30,300	30,000	29,800
281-290	33,600	33,100	32,800	32,300	32,000	31,800	31,500	31,300	31,000	30,800	30,500	30,200
291-300	32,400	31,900	31,700	31,200	30,900	30,700	30,400	30,200	29,900	29,700	29,500	29,200
301以上	31,900	31,400	31,200	30,700	30,400	30,200	29,900	29,700	29,400	29,200	29,000	28,700

(注)

地域区分は、(1) 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。

改 正 後

(3) 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	168,900	166,700	165,600	163,400	162,300	161,200	160,100	159,000	157,900	156,800	155,700	154,600
21-30	113,000	111,500	110,800	109,300	108,600	107,900	107,100	106,400	105,700	104,900	104,200	103,500
31-40	97,000	95,700	95,100	93,800	93,100	92,500	91,900	91,200	90,600	89,900	89,300	88,600
41-50	87,500	86,300	85,700	84,500	83,900	83,400	82,800	82,200	81,600	81,000	80,400	79,800
51-60	73,100	72,100	71,600	70,600	70,100	69,600	69,200	68,700	68,200	67,700	67,200	66,700
61-70	76,700	75,600	75,100	74,000	73,500	72,900	72,400	71,900	71,400	70,800	70,300	69,800
71-80	73,200	72,200	71,700	70,600	70,100	69,600	69,100	68,600	68,100	67,600	67,100	66,600
81-90	69,100	68,200	67,700	66,700	66,200	65,700	65,200	64,800	64,300	63,800	63,300	62,800
91-100	70,600	69,600	69,100	68,000	67,500	67,000	66,500	66,000	65,500	65,000	64,400	63,900
101-110	76,100	74,000	73,500	72,400	71,900	71,300	70,800	70,200	69,700	69,200	68,600	68,100
111-120	71,600	70,600	70,000	69,000	68,500	68,000	67,500	67,000	66,400	65,900	65,400	64,900

(注)

- 1 地域区分は、(1) 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）と同じ。
- 2 上記の「特別養護老人ホームを併設する」場合とは、平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」場合である。

改 正 前

(2) 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム

取扱定員	平成17年4月以降適用								
	特別区	特甲地	支庁別 改定地域	合 併 地 域	甲地	支庁区分 改定地域	乙地	指定解除 地	丙地
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
50	99,100	97,700	97,000	95,000	94,300	92,900	92,200	90,800	90,800
51-60	91,900	90,600	90,000	88,000	87,400	86,100	85,500	84,200	84,200
61-70	85,800	84,600	84,000	82,200	81,600	80,400	79,700	78,600	78,600
71-80	81,200	80,100	79,500	77,800	77,200	76,000	75,500	74,300	74,300
81-90	80,300	79,100	78,500	76,800	76,200	75,000	74,400	73,200	73,200
91-100	77,200	76,100	75,600	73,800	73,200	72,100	71,600	70,400	70,400
101-110	77,100	76,000	75,500	73,800	73,300	72,100	71,600	70,500	70,500
111-120	73,200	72,100	71,600	70,000	69,500	68,400	67,900	66,800	66,800

- (注1) 級地区分は、(1) 一般老人ホームと同じ。
- (注2) 上記の「特別養護老人ホームを併設する」場合とは、平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」場合である。

(4)一① 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（基本分））

入所者数	平成18年4月以降適用											左記以外
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	87,400	86,300	85,800	84,800	84,300	83,700	83,200	82,700	82,200	81,700	81,100	80,600
21-30	58,600	58,000	57,600	56,900	56,600	56,200	55,900	55,500	55,200	54,800	54,500	54,200
31-40	60,200	59,500	59,100	58,400	58,100	57,700	57,300	57,000	56,600	56,200	55,900	55,500
41-50	48,300	47,700	47,400	46,800	46,500	46,200	45,900	45,700	45,400	45,100	44,800	44,500
51-60	40,400	39,900	39,700	39,200	38,900	38,700	38,500	38,200	38,000	37,700	37,500	37,300
61-70	41,700	41,200	40,900	40,400	40,100	39,900	39,800	39,300	39,100	38,800	38,500	38,300
71-80	36,500	36,100	35,800	35,400	35,100	34,900	34,700	34,500	34,200	34,000	33,800	33,600
81-90	36,500	36,000	35,800	35,300	35,100	34,800	34,600	34,300	34,100	33,900	33,600	33,400
91-100	36,400	35,900	35,700	35,200	34,900	34,700	34,400	34,200	33,900	33,700	33,400	33,200
101-110	39,600	39,000	38,800	38,200	38,000	37,700	37,400	37,200	36,900	36,700	36,400	36,100
111-120	39,000	38,400	38,200	37,600	37,400	37,100	36,800	36,600	36,300	36,000	35,800	35,600

(注)

- 1 地域区分は、(1) 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。
- 2 上記の「特別養護老人ホームを併設する」場合とは、平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」場合である。
- 3 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費は、(4)一①と②を合算したものとする。

(4)一② 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（支振員分））

一般 入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20以下	52,700	51,900	51,500	50,800	50,400	50,000	49,700	49,300	48,900	48,500	48,100	47,800
21-30	35,100	34,600	34,300	33,800	33,600	33,300	33,100	32,800	32,600	32,300	32,100	31,800
31-40	38,200	37,700	37,400	36,800	36,500	36,300	36,000	35,700	35,400	35,100	34,900	34,600
41-50	42,800	42,200	41,900	41,300	41,000	40,700	40,400	40,100	39,800	39,500	39,200	38,900
51-60	33,500	33,000	32,700	32,200	32,000	31,700	31,500	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200
61-70	35,500	35,000	34,700	34,200	33,900	33,600	33,400	33,100	32,800	32,600	32,300	32,000
71-80	37,000	36,500	36,200	35,600	35,300	35,100	34,800	34,500	34,200	33,900	33,700	33,400
81-90	32,900	32,400	32,200	31,700	31,400	31,200	30,900	30,700	30,400	30,200	29,900	29,700
91-100	34,400	33,900	33,600	33,100	32,900	32,600	32,300	32,100	31,800	31,500	31,300	31,000
101-110	35,600	35,000	34,700	34,200	33,900	33,700	33,400	33,100	32,800	32,600	32,300	32,000
111-120	32,600	32,100	31,800	31,300	31,100	30,800	30,600	30,300	30,100	29,800	29,600	29,300

(注)

- 1 地域区分は、(1) 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。
- 2 上記の「特別養護老人ホームを併設する」場合とは、平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」場合である。